

論文題目 : Potential of Local Initiatives for Agricultural Development in Africa:  
Researches on Livelihood and Natural Resource Management of the Central Nigerian  
Rural Community

(アフリカの農業開発におけるローカル・イニシアティブの可能性：ナイジェリア中部の農村地域コミュニティにおける生業及び自然資源管理に関する研究)

本論文は、アフリカの貧困問題を解決する上で重要な農業開発に関して、従来、発展の阻害要因として否定的に評価されてきた農村コミュニティの「守旧的」な生活形態の中に、地域の資源をコモンズとして持続的に利用し、自然的社会的な環境の変化に柔軟に適応しつつ生計の維持を図る知識と技術が内在していることを、ナイジェリア中部の農村におけるフィールド調査に基づいて実証的に明らかにした力作である。

本論文は、全体で 8 つの章から構成されている。第 1 章では問題の所在と分析枠組みが提示される。第 2 章では調査対象地域の地勢と歴史が紹介される。第 3 章では農民の生活ならびに耕作システムの概要が説明される。第 4 章では小規模灌漑システムの管理の実態が詳述される。第 5 章ではヤムイモ栽培の特徴が説明される。第 6 章では農民と遊牧民との間で結ばれる囲い地契約の仕組みが詳述される。第 7 章では遊牧民の生活と牧畜活動の実態が説明される。第 8 章は結論である。

第 1 章は、「緑の革命」に象徴されるような、輸出作物の生産を重視するアフリカの農業開発が、他方で国内の自給農業の停滞を伴っているという現状を踏まえ、その原因の一つとして、地域に根差した農耕の知識ならびに内発的な技術革新能力を政策担当者が過小評価してきた点を指摘する。筆者は、アフリカ農業の開発にとって重要なことは、こうした地域社会の農民の持つ潜在的な能力を引き出すことであると考え。このような観点から、筆者は、経済人類学的アプローチ、とりわけ K.ポランニー及び M.サーリンズの互酬概念、ならびに S.グードマンのコミュニティ分析の枠組みを援用し、従来、否定的な価値しか与えられてこなかった農村社会の伝統や慣習の中に、発展を根底から支える要素が存在することを実証的に示すことを、本論文の課題として設定する。

第 2 章では、筆者が調査対象地として選んだナイジェリア中部のナイジャー州ビダ市近郊農村地帯の地勢的特徴と歴史的背景が説明される。当該地域はギニア・サバンナ地帯に属しており、農耕民のヌペ族が主として生活している。ヌペ族は 19 世紀に遊牧民のフラニ族に征服されるまでヌペ王国を築いていたが、征服後は「ヌペ」化したフラニ族が形成したビダ首長国の支配下に入った。ビダ首長国の伝統的統治機構は、イギリスによる植民地

化を経た後も存続し、現在はナイジェー州政府の近代的統治機構と併存する状態にある。筆者は、農民の日常生活において伝統的統治機構の果たす役割が大きいことを強調する。

第 3 章では、調査対象地域における重層化した土地所有形態、農民への耕作地の割り当て方法などの概観に続いて、ヌペ農民の耕作の概要、土地利用権の相続方法、屋敷地に集住する拡大家族の生活実態、相互扶助組織の仕組みが説明される。

第 4 章では、ヌペ農民によって自発的に開発された低湿地における小規模灌漑システムの管理の実態が解明される。1970 年代後半から 90 年代にかけて行われた国による大規模な灌漑設備の開発が不成功に終わる中で、農民主導の小規模な灌漑システムの開発はより重要性を高めてきた。農民一人あたりの耕作面積が小さく土地利用権が錯綜する当該地域においては、稀少な水資源の公平で効率的な分配は困難を極めるが、ヌペ農民たちはインフォーマルな灌漑管理コミュニティを形成し、水路の補修や浚渫などの共同作業に参加する者への水供給を保障し、長老格の農民に紛争処理の調停を委ねるなどの工夫を積み重ねて、自律的な資源管理システムを構築するに至っていることが本章において明らかにされる。

第 5 章では、ヌペ農民によるヤムイモ耕作の導入の経緯ならびにヤムイモ耕作の現況が詳述される。ナイジェーリアは西アフリカのヤムイモ生産ゾーンに属しており、その生産量は世界第 1 位であるが、ヌペ農民のあいだでヤムイモの耕作が行われるようになったのは比較的新しく、耕地面積も小さい。ヌペ農民にとって、高地で栽培されるヤムイモは低湿地で栽培されるコメと並んで重要な換金作物であるとともに、主食であるトウモロコシ、アワを補完する役割も果たしている。筆者は、自家消費を基本とするヌペ農民の耕作体系の中にヤムイモ栽培が矛盾なく位置づけられていることを確認し、小規模灌漑システムの場合と同様、ヤムイモの耕作においても国の援助を受けることなく農民の自発的な創意工夫が行われていることを強調する。

第 6 章では、ヌペ農民とフラニ遊牧民との間の囲い地契約の仕組みが詳述される。囲い地契約とは、農民が休耕地を一時的に囲って遊牧民とその家畜群のために生活の場を提供する契約のことである。この契約により、遊牧民は農民の耕作地を荒らすことなく牧草地と水源にアクセスすることが可能となる。他方、農民の方は遊牧民が去った後、家畜群の残っていた畜糞を良質の有機肥料として使うことができる。一般的にナイジェーリアでは、農業生産量は生産性の向上ではなく耕地面積の拡張によって増大してきたが、耕地の拡大による放牧地の減少は遊牧民の生業を圧迫するものであり、他地域においては農民と遊牧民との対立や紛争も生じている。筆者は、ヌペ農民とフラニ遊牧民とが囲い地契約に基づく互酬関係を自発的に築いてきたことにより、稀少な資源の共同使用が促され、それぞれの生業の安定化が可能になったことを明らかにする。

第 7 章では、フラニ遊牧民の生活の実態が詳細に説明される。本論文の調査対象地においては、すでに 1990 年代に鹿野一厚によって現地調査が行われている。筆者は、10 年後の調査においても遊牧民の生活の基本的形態が変わっていないことを確認する。そしてそ

れは、決して停滞や怠惰を意味するものではなく、むしろ放牧地が減少を続ける中で囲い地を確保するためにヌペ農民と活発な交渉を重ね、また変容する環境に対応して放牧のパターンを調整すべく細心の注意を払ってきたフラニ遊牧民の創意の現われであることを明らかにする。

第 8 章では、本論文全体を通して浮かび上がるヌペ農民とフラニ遊牧民の柔軟な環境適応能力ならびに相互のコミュニティ関係の調整能力が再度整理して示される。そして、ヌペとフラニの二つのコミュニティの共生関係は、両者が地域資源の共同使用を通じて接触を密にし、文化的にも社会的にも交流を深めたことによって培われてきたことが明らかにされる。もとより、彼らが政府の支援を全く必要としないわけではない。農民たちの自助努力を支える技術の導入や資金援助は不可欠である。筆者はこのような観点から、農民の主体性を尊重し、地域資源の管理能力を備えたコミュニティを重視する農業政策の必要性を訴えて論文を締めくくる。

本論文は以下の点において高く評価することができる。まず、人口や経済に関する基本的な統計が整備されていない状況の中で、筆者が伝統的行政の機能や土地所有の実態をはじめとして、調査対象地域における多様な基礎的データを自ら収集し、オリジナルの資料を作成したことは、それ自体で学術的価値を有しており、後続の研究に有力な手掛かりを与えるものである。また、アフリカの農民は保守的で変化を好まないという通俗的な農民像を退け、ヌペ農民とフラニ遊牧民という具体的な地域生活者の姿を活写することを通して、地域資源の制約に柔軟に適応しつつ作付けの多様化を図り、生計のリスクを軽減していく聡明で自律的な農民像を対置したことは、従来のアフリカ開発の問題点を反省的に捉え、パラダイム転換を図る上で重要な貢献をなすものである。さらに、筆者が農村コミュニティのイメージを刷新したことも特記すべきであろう。すなわち筆者は、ヌペ農民とフラニ遊牧民という性格の異なるコミュニティ同士が、囲い地契約を通して互酬関係を強化することによって、それぞれのコミュニティのベースを拡張しつつ共存を図ることを可能にしている、という重大な発見をしたのであるが、このことは、アフリカを離れて日本の農村の将来を考える場合にも、多大な示唆を与えるものである。なぜなら、筆者の視点に立てば、過疎と高齢化に苦しむ日本の農村社会においても、コミュニティ同士のネットワーク構築を通してコミュニティのベースを強化し、生活の自律性を高める可能性が開かれるからである。

他方で、本論文にも問題がないわけではない。たとえば、畜糞が地力を高める効果を有していることに関して、農民への聞き取りに頼っている点にはやや物足りないものを感じる。土壌分析を並行して行なっていればより説得力が増したことであろう。また、統治機構の二重性に関しては、はたして近代的統治機構と伝統的統治機構とが截然と区別できるものなのかどうか、再検討の余地があるだろう。さらに、筆者は農民が生計を安定させるために作付けの多様化を選択したことに関して、コミュニティのイニシアティブを強調し

ているが、これはやや一面的ではないだろうか。なぜなら、国家の開発戦略に対する農民の側の政治的な選択としても解釈できるからである。最後に、結論部分で示される政策提言はもう少し具体的に踏み込んでもよかったであろう。

とはいえ、これらの問題点は本論文の学術的価値をいささかも損なうものではない。したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。